

議案第 4 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第3中

「

18 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
19 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
20 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
21 建築基準法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
22 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
23 建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
24 建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
25 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
26 建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
27 建築基準法第57条の2第1項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定の申請に対する審査	

」

を

「

18 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
19 建築基準法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
20 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定によ	1件につき

る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
21 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
22 建築基準法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
23 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
24 建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
25 建築基準法第55条第3項の規定により建築物の高さに関する許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
26 建築基準法第55条第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
27 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
28 建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
29 建築基準法第57条の2第1項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定の申請に対する審査	

に、

28 建築基準法第57条の3第1項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	1件につき6,400円に敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
29 建築基準法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
30 建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
31 建築基準法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
32 建築基準法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の	1件につき 160,000円

申請に対する審査	
33 建築基準法第 68 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
34 建築基準法第 68 条第 2 項第 2 号の規定による建築物の壁面の位置の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
35 建築基準法第 68 条第 3 項第 2 号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
36 建築基準法第 68 条第 5 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
37 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定による建築物の容積率、同条第 2 項の規定による建築物の建蔽率又は同条第 3 項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
38 建築基準法第 68 条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
39 建築基準法第 68 条の 4 の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
40 建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
41 建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定による建築物の容積率又は同条第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
42 建築基準法第 68 条の 5 の 6 の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
43 建築基準法第 68 条の 7 第 5 項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
44 建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
45 建築基準法第 85 条第 7 項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
46 建築基準法第 86 条第 1 項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	

を

「

30 建築基準法第 57 条の 3 第 1 項の規定による建築物の特別の容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	1 件につき 6,400 円に敷地の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
31 建築基準法第 57 条の 4 第 1 項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
32 建築基準法第 58 条第 2 項の規定により建築物の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
33 建築基準法第 59 条第 1 項第 3 号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
34 建築基準法第 59 条第 4 項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
35 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
36 建築基準法第 68 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
37 建築基準法第 68 条第 2 項第 2 号の規定による建築物の壁面の位置の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
38 建築基準法第 68 条第 3 項第 2 号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
39 建築基準法第 68 条第 5 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
40 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定による建築物の容積率、同条第 2 項の規定による建築物の建蔽率又は同条第 3 項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
41 建築基準法第 68 条の 3 第 4 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
42 建築基準法第 68 条の 4 の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対	1 件につき 27,000 円

」

する審査	
43 建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
44 建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定による建築物の容積率又は同条第 2 項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
45 建築基準法第 68 条の 5 の 6 の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
46 建築基準法第 68 条の 7 第 5 項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
47 建築基準法第 85 条第 6 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
48 建築基準法第 85 条第 7 項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
49 建築基準法第 86 条第 1 項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	

に、

「

47 建築基準法第 86 条第 2 項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	
(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 78,000 円

を

「

50 建築基準法第 86 条第 2 項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	
(1) 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 78,000 円

に、

「

48 建築基準法第 86 条第 3 項の規定による複数建築物に関する	
------------------------------------	--

る特例の許可の申請に対する審査	
-----------------	--

を

51 建築基準法第 86 条第 3 項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
--	--

に、

49 建築基準法第 86 条第 4 項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

を

52 建築基準法第 86 条第 4 項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

に、

50 建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	
(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 78,000 円

を

53 建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定による 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定の申請に対する審査	
(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするもの。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 78,000 円

に、

「

51 建築基準法第 86 条の 2 第 2 項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

を

「

54 建築基準法第 86 条の 2 第 2 項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするもの。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

に、

「

52 建築基準法第 86 条の 2 第 3 項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

を

「

55 建築基準法第 86 条の 2 第 3 項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	
(1) 建築物(一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物について増築等をするもの。以下この項において同じ。)の数が 1 であるもの	1 件につき 238,000 円

に、

「

53 建築基準法第 86 条の 5 第 1 項の規定による複数建築	6,400 円に現に存す
-----------------------------------	--------------

物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	る建築物の数に 12,000円を乗じて 得た額を加算した 額
54 建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
55 建築基準法第86条の8第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
56 建築基準法第86条の8第3項の規定による2以上の工事の全体計画の変更に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
57 建築基準法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
58 建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
59 建築基準法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
60 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第6項及び第7条の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定(以下「長期優良住宅建築等計画の認定等」という。)の申請に係る種別が新築の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
(1) 建築物全体の住宅(同法第2条第1項に規定する住宅をいう。この項から第66項までにおいて同じ。)又は住戸の数が1戸のもの	18,000円

を
「

56 建築基準法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の数に 12,000円を乗じて
--	-----------------------------------

	得た額を加算した額
57 建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
58 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
59 建築基準法第 86 条の 8 第 3 項の規定による 2 以上の工事の全体計画の変更に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
60 建築基準法第 87 条の 2 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
61 建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
62 建築基準法第 87 条の 3 第 7 項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
63 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定若しくは同条第 6 項及び第 7 条の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は同法第 8 条第 1 項の規定による長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更の認定(以下「長期優良住宅建築等計画の認定等」という。)の申請に係る種別が新築の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
(1) 建築物全体の住宅(同法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。この項から第 69 項までにおいて同じ。)又は住戸の数が 1 戸のもの	18,000 円

に、

「

61 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る種別が新築以外(増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全を行う場合をいう。以下同じ。)の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
--	--------------------

を

「

64 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る種別が新築以外(増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。以下同じ。)の場合の審査	次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額
--	--------------------

」

に、

「

62 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で、当該申請に係る種別が新築の場合の審査	第60項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
--	--

」

を

「

65 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で、当該申請に係る種別が新築の場合の審査	第63項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
---	--

」

に、

「

63 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等で、当該申請に係る種別が新築以外の場合の審査	第61項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
---	--

」

を

「

66 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等で、当該申請に係る種別が新築以外の場合の審査	第64項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額及び4,200円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加えた額
---	--

」

に、

「

64 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算により設計されたもの の場合の審査	第 60 項から前項までの手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を加えた額
---	---

を

67 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算により設計されたもの の場合の審査	第 63 項から前項までの手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を加えた額
---	---

に、

65 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が一戸建ての住宅 の場合の審査	第 60 項及び第 61 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を加えた額
---	---

を

68 長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る建築物が一戸建ての住宅 の場合の審査	第 63 項及び第 64 項の手数料に、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を加えた額
---	---

に、

66 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	12,000 円
67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000 円
68 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第 55 条第 1 項の規定による変	1 件につき 33,000 円(低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していること

更の認定(以下「低炭素建築物新築等計画の認定等」という。)の申請に係る建築物が一戸建ての住宅(住宅以外の部分を有しないものに限る。)の場合の審査	を証する図書として規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)
69 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。)の場合の審査	
(1) 住戸の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住戸の数が次に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額

を
「

69 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	12,000円
70 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項に規定する容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
71 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第55条第1項の規定による変更の認定(以下「低炭素建築物新築等計画の認定等」という。)の申請に係る建築物が一戸建ての住宅(住宅以外の部分を有しないものに限る。)の場合の審査	1件につき 33,000円(低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化に関する法律第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下この項から75項において「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)
72 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(住宅以外の部分を有しないものに限る。)の場合の審査	当該申請に係る住棟内の住戸の数が第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、住棟の共用部分の床面積の合計が第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
(1) 住棟内の住戸の数	

に、

「

(2) 住棟の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)第2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅(以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)については前号に掲げる額、それ以外の建築物については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
---	--

」

を

「

(2) 住棟の共用部分の床面積の合計	
--------------------	--

」

に、

「

70 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分共同住宅以外の住宅であるものに限る。)の場合の審査	
(1) 住宅の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	1件につき 33,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
(2) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	前号に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額

」

を

「

73 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請	
-----------------------	--

に係る建築物が住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。)の場合の審査	
(1) 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	1件につき 33,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
(2) 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住宅以外の部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額

に、

キ 住宅以外の部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 1,100,000円(適合証を添えた場合については、275,000円)
71 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅であるものに限る。)の場合の審査	
(1) 住戸の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住戸の数が第69項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(2) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物については、第69項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に第70項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それ以外の建築物については、当該申請に係る建築物内の住戸の数が第69項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が同項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当

	<p>するかに応じそれぞれ定める額及び住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第70項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額</p>
<p>72 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る建築物が住宅以外の建築物の場合の審査</p>	<p>床面積の合計が第70項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額</p>
<p>73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第34条第1項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定又は同法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請に係る建築物が一戸建て住宅(非住宅部分(同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないもの)の場合</p>	
<p>(1) 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの</p>	<p>当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額</p>
<p>ア 申請に係る建築物が1棟のもの</p>	<p>33,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>イ 申請に係る建築物が2棟以上のもの</p>	<p>1棟につき33,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>(2) 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額</p>
<p>ア 申請に係る建築物が1棟のもの</p>	<p>37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)</p>

イ 申請に係る建築物が2棟以上のもの	1棟につき37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
74 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅(長屋を含み、非住宅部分を有しないもの)の場合	
(1) 住戸の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住戸の数が次に掲げる戸数の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額
ア 住戸の数が1戸以上4戸以下のもの	1棟につき65,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 住戸の数が5戸以上15戸以下のもの	1棟につき108,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 住戸の数が16戸以上45戸以下のもの	1棟につき183,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 住戸の数が46戸以上のもの	1棟につき262,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(2) 住棟の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第4条第3項第2号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それ以外の共同住宅については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
ア 300平方メートル未満のもの	1棟につき65,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1棟につき108,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 2,000平方メートル以上5,000未	1棟につき183,000円(適合証を添えた

満のもの	場合については、42,000円)
エ 5,000平方メートル以上のもの	1棟につき 262,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
75 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅)の場合	
(1) 住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	住宅部分の床面積が第73項に掲げる床面積の区分のいずれか該当するかに応じそれぞれ定める額
(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	住宅部分の床面積の合計が第73項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分の床面積と省令に定める評価基準が次に掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ加算した額
ア 評価基準が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定するもの(誘導基準標準入力法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の床面積が次に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額

を

「

キ 住宅以外の部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 1,100,000円(適合証を添えた場合については、275,000円)
(3) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	第1号に定める額に、当該申請に係る住宅以外の部分の床面積の合計が前号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
74 低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物	

(住宅の部分が共同住宅等であるものに限る。)の場合の審査	
(1) 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住戸の数が第72項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が同項第2号に掲げる床面積の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
(2) 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住宅以外の部分の床面積の合計が第73項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(3) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る建築物内の住戸の数が第72項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が同項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第73項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
75 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る建築物が住宅以外の建築物の場合の審査	床面積の合計が第73項第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
76 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定又は同法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請に係る建築物が一户建て住宅(非住宅部分(同法第11	一户建て住宅の床面積の合計が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物については、第1号に掲げる床面積の区分のいずれ

条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないもの)の場合の審査	に該当するかに応じそれぞれ定める額、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物については、第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(1) 評価基準が誘導性能基準等の申請に対する審査	
ア 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの	1棟につき33,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下この項から第80項において「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)
イ 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの	1棟につき37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
(2) 評価基準が誘導仕様基準の申請に対する審査	
ア 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの	1棟につき18,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
イ 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの	1棟につき19,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
77 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(非住宅部分を有しないものに限る。)の場合の審査	誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)については、第1号及び第2号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それら以外の共同住宅等については第1号、第2号及び第3号の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
(1) 評価基準が誘導性能基準等の申請に対する審査	
ア 住棟内の住戸の数が1戸以上4	1棟につき65,000円(適合証を添えた

戸以下のもの	場合については、9,000円)
イ 住棟内の住戸の数が5戸以上15戸以下のもの	1棟につき 108,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 住棟内の住戸の数が16戸以上45戸以下のもの	1棟につき 183,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 住棟内の住戸の数が46戸以上のもの	1棟につき 262,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(2) 評価基準が誘導仕様基準の申請に対する審査	
ア 住棟内の住戸の数が1戸以上4戸以下のもの	1棟につき 31,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 住棟内の住戸の数が5戸以上15戸以下のもの	1棟につき 54,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 住棟内の住戸の数が16戸以上45戸以下のもの	1棟につき 97,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 住棟内の住戸の数が46戸以上のもの	1棟につき 146,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(3) 住棟内の共用部分の床面積の合計	
ア 300平方メートル未満のもの	1棟につき 65,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1棟につき 108,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1棟につき 183,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 5,000平方メートル以上のもの	1棟につき 262,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
78 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅)	

の場合の審査	
(1) 住宅部分の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の住宅部分が第 76 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(2) 非住宅部分の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の非住宅部分の床面積の合計が省令第 10 条第 1 号イ (1) 及びロ (1) に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物については、(2)アに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、省令第 10 条第 1 号イ (2) 及びロ (2) に規定する方法による基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物については、(2)イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
ア 評価基準が誘導基準標準入力法に係る基準等の申請に対する審査	

に、

「

イ 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ (2) 及びロ (2) に規定するもの(誘導基準モデル建物法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の床面積が次に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

を

「

イ 評価基準が誘導基準モデル建物法に係る基準の申請に対する審査	
---------------------------------	--

に、

「

(キ) 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 403,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)
76 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅	

部分と非住宅部分とを有する建築物 (住宅部分が共同住宅)の場合	
(1) 住戸の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	当該申請に係る住戸の数が第74項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、建築物内の住戸の数が第74項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第75項第2号ア及びイに掲げる床面積を評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それ以外の建築物については、建築物内の住戸の数が第74項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が第74項第2号に掲げる床面積のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第75項第2号ア及びイに掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
77 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅以外の建築物	建築物全体の床面積の合計と評価基準が第75項第2号ア及びイに掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
78 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「建築物エネルギー消費性能の認定」	建築物全体の床面積が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する評価基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物については第73項に掲げる床面積の区分のいずれに該当

という。)の申請に係る建築物が一戸建て住宅(非住宅部分を有しないもの)の場合	するかに応じそれぞれ定める額、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する評価基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物については次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(1) 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの	18,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
(2) 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの	19,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
79 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が共同住宅(長屋を含み、非住宅部分を有しないもの)の場合	仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅については、第1号及び第2号アに掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それら以外の共同住宅については第1号及び第2号ア及びイの区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
(1) 評価基準が性能基準の場合の審査	住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計が第74項に掲げる戸数及び床面積の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額の合計額
(2) 評価基準が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)及び仕様基準の場合の審査	住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計が次に掲げる戸数及び床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合計額
ア 住棟内の住戸の数	
(ア) 1戸以上4戸以下のもの	1件につき 31,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
(イ) 5戸以上15戸以下のもの	1件につき 54,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
(ウ) 16戸以上45戸以下のもの	1件につき 97,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
(エ) 46戸以上のもの	1件につき 146,000円(適合証を添え

	た場合については、75,000円)
イ 共用部分の床面積	
(ア) 300平方メートル未満のもの	1件につき 31,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 54,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 97,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
(エ) 5,000平方メートル以上のもの	1件につき 146,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
80 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅)の場合	住宅部分の床面積が性能基準が適用される建築物については第73項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物については次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積の合計が省令第1条第1項第1号イに規定する評価基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)の場合は第75項第2号ア、省令第1条第1項第1号ロに規定する評価基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)の場合は第75項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
81 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅)の場合	仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、住棟内の住戸の数が第74項第1号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては、第79項に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費

	<p>性能基準標準入力法に係る基準の場合は第 75 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合は、第 75 項第 2 号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それら以外の建築物については、住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計と評価基準が第 79 項に掲げる戸数及び床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合は第 75 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合は第 75 項第 2 号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額</p>
<p>82 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅以外の建築物の場合</p>	<p>床面積の合計と評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合は第 75 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合は第 75 項第 2 号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額</p>
<p>83 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は同法第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知して行う建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査</p>	<p>当該判定に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては第 75 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額</p>
<p>84 前項の判定に係る建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場及びと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設である場合の審査</p>	<p>当該判定に係る建築物の省令に定める評価基準及び床面積が、次に掲げる評価基準及び床面積の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額 (当該判定に係る建築物が 2 以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの)</p>

(1) 評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準の場合の審査	
---------------------------------	--

を
「

(キ) 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 403,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)
(3) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の住宅部分が第 1 号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、建築物内の非住宅部分が前号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
79 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等)の場合の審査	
(1) 住宅部分の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の住宅部分が第 77 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(2) 非住宅部分の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)が第 78 項第 2 号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
(3) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築物内の住宅部分が第 1 号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、建築物内の非住宅部分が前号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
80 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る建築物が住宅以外の建築物の場合の審査	建築物全体が第 78 項第 2 号に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額

<p>81 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「建築物エネルギー消費性能の認定」という。)の申請に係る建築物が一戸建て住宅(非住宅部分を有しないもの)の場合の審査</p>	<p>一戸建て住宅の床面積が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する評価基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物については、第1号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する評価基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物については、第2号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額</p>
<p>(1) 評価基準が性能基準等の申請に対する審査</p>	
<p>ア 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1棟につき33,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下この項から85項において「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>イ 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1棟につき37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>(2) 評価基準がモデル住宅法又はフロア入力法に係る基準及び仕様基準の申請に対する審査</p>	
<p>ア 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1棟につき18,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>イ 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1棟につき19,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)</p>
<p>82 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が共同住宅等(非住宅部分を有しないもの)の場合の審査</p>	<p>仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等については、第1号及び第2号に掲げ</p>

査	る戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それら以外の共同住宅等については第1号、第2号及び第3号の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
(1) 評価基準が性能基準等の申請に対する審査	
ア 住棟内の住戸の数が1戸以上4戸以下のもの	1棟につき 65,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 住棟内の住戸の数が5戸以上15戸以下のもの	1棟につき 108,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 住棟内の住戸の数が16戸以上45戸以下のもの	1棟につき 183,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 住棟内の住戸の数が46戸以上のもの	1棟につき 262,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(2) 評価基準がモデル住宅法又はフロア入力法に係る基準及び仕様基準の申請に対する審査	
ア 住棟内の住戸の数が1戸以上4戸以下のもの	1棟につき 31,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 住棟内の住戸の数が5戸以上15戸以下のもの	1棟につき 54,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 住棟内の住戸の数が16戸以上45戸以下のもの	1棟につき 97,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 住棟内の住戸の数が46戸以上のもの	1棟につき 146,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)
(3) 住棟内の共用部分の床面積の合計	
ア 300平方メートル未満のもの	1棟につき 31,000円(適合証を添えた場合については、9,000円)
イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1棟につき 54,000円(適合証を添えた場合については、19,000円)
ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1棟につき 97,000円(適合証を添えた場合については、42,000円)
エ 5,000平方メートル以上のもの	1棟につき 146,000円(適合証を添えた場合については、75,000円)

<p>83 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅)の場合の審査</p>	<p>建築物内の住宅部分が第 81 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、建築物内の非住宅部分の床面積の合計が省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する評価基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)の場合は第 1 号、省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する評価基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)の場合は第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額</p>
<p>(1) 評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準等の申請に対する審査</p>	
<p>ア 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 212,000 円(適合証を添えた場合については、9,000 円)</p>
<p>イ 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 265,000 円(適合証を添えた場合については、16,000 円)</p>
<p>ウ 非住宅部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 341,000 円(適合証を添えた場合については、25,000 円)</p>
<p>エ 非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 487,000 円(適合証を添えた場合については、75,000 円)</p>
<p>オ 非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 599,000 円(適合証を添えた場合については、118,000 円)</p>
<p>カ 非住宅部分の床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	<p>1 棟につき 708,000 円(適合証を添えた場合については、149,000 円)</p>
<p>キ 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの</p>	<p>1 棟につき 808,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)</p>
<p>(2) 評価基準が消費性能基準モデル建物法に係る基準の申請に対する審査</p>	

査	
ア 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 棟につき 82,000 円(適合証を添えた場合については、9,000 円)
イ 非住宅部分の床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 104,000 円(適合証を添えた場合については、16,000 円)
ウ 非住宅部分の床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 136,000 円(適合証を添えた場合については、25,000 円)
エ 非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 220,000 円(適合証を添えた場合については、75,000 円)
オ 非住宅部分の床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 286,000 円(適合証を添えた場合については、118,000 円)
カ 非住宅部分の床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 棟につき 345,000 円(適合証を添えた場合については、149,000 円)
キ 非住宅部分の床面積が 25,000 平方メートル以上のもの	1 棟につき 403,000 円(適合証を添えた場合については、186,000 円)
84 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等)の場合の審査	建築物内の住宅部分が第 82 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、建築物内の非住宅部分が第 83 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
85 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅以外の建築物の場合の審査	建築物全体が第 83 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
86 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は同法第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知して行う建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合の審査	当該判定に係る建築物ごとの非住宅部分が第 83 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額

87 前項の判定に係る建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場及びと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設である場合の審査	当該判定に係る建築物ごとの非住宅部分が、次に掲げる評価基準及び床面積の区分のいずれかに該当するかに応じそれぞれ定める額
(1) 評価基準が消費性能基準標準入力法に係る基準等の申請に対する審査	

に、

(2) 評価基準が消費性能基準モデル建物法に係る基準の場合の審査	
----------------------------------	--

を

(2) 評価基準が消費性能基準モデル建物法に係る基準の申請に対する審査	
-------------------------------------	--

に、

85 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条による軽微な変更該当していることを証する書面の交付	当該証明に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては第 75 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
--	--

を

88 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条による軽微な変更該当していることを証する書面の交付	当該証明に係る建築物ごとの非住宅部分が第 83 項又は第 87 項に掲げる評価基準と床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	---

に改め、同表備考 3 柱書中「第 60 項から第 66 項まで」を「第 63 項から第 69 項

まで」に改め、同表備考3(1)中「第62項から第65項まで」を「第65項から第68項まで」に改め、同表備考3(2)中「第60項から第65項まで」を「第63項から第68項まで」に改め、同表備考4中「第68項から第72項まで」を「第71項から第75項まで」に改め、同表備考5中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」の次に「(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「第73項から第77項まで」を「第76項から第80項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年10月1日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けている同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、改正後の桐生市手数料条例別表第3第76項から第80項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 4 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による建築基準法の一部改正等により、条例別表第 3 に定める建築等に関する手数料について、所要の改正を行おうとするものです。